

通達甲（刑・総・指2）第10号

平成5年10月26日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

追加被害届の様式の制定について

〔沿革〕平成12年11月 通達甲（副監・刑・総・指）第31号

16年12月 同（刑・総・指）第5号改正

このたび、追加被害届の様式を定め、平成5年11月1日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

被害の届出は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条第2項の規定に基づき、同規則別記様式第7号の「被害届」により受理しているが、届出に係る被害金品以外に、更に被害金品があることが判明し、追加して被害の届出をする場合は、従来、その都度、適宜の被害届、上申書、答申書等を作成していたところである。

そこで、このたび、追加の被害届に係る統一様式を新たに制定することにより、被害届受理時における都民応接の向上と事務処理の合理化を図ろうとするものである。

第2 運用上の留意事項

- 1 先に受理した事件の被害届に関し、被害金品の追加を受理する場合は、*別記様式の「追加被害届」を用いること。
- 2 追加被害届を受理するに当たっては、先に受理した事件との同一性を判断した上で行うこと。

- 3 先に届出をした被害届を訂正する場合は、追加被害届を用いることなく供述調書、上申書等を作成すること。
- 4 本様式を移ちようとした道府県警察から問い合わせがあった場合には、この通達の趣旨を説明し、適正に対応すること。

別記様式

| | | | | | |
|--|-----|---|-----|------------|-------|
| 追 加 被 害 届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> | | | | | |
| 警視庁 | | 長殿 | | | |
| | | 届出人住居 | | | |
| | | ふりがな 氏 名 | | | |
| | | (電話) 印 | | | |
| 年 月 日警視庁 警察署に の被害届を提出しましたが、さらに次のとおり被害があることが分かりましたので、お届けします。 | | | | | |
| 被害者の住居、 職業、氏名、年齢 | | 年 月 日 警察署に提出した被害届と同じです。 が警視庁 | | | |
| 被害の年月日時 | | 同 上 | | | |
| 被害の場所 | | 同 上 | | | |
| 被害の様相 | | 同 上 | | | |
| 被 害 金 品 | 品 名 | 数 量 | 時 価 | 特 徴 | 所 有 者 |
| | | | | | |
| 犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着衣、特徴等 | | | | | |
| 遺留品その他参考 となるべき事項 | | | | | |
| | | | | | |
| 届出受理時間 | | 月 日 午 時 分 | | 届出受理者 係 氏名 | |

- 注1 印のある欄については、該当の 印の中にレを付けること。
- 2 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由を遺留品その他参考となるべき事項欄に記入すること。
- 3 届出人の依頼によって警察官が代書したときは、印欄に「以上本人の依頼により代書した。所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。